

長建協発第463号
平成22年2月19日

各支部長様

社団法人 長崎県建設業協会
会長 谷村 隆三
〔公印省略〕

下請債権保全支援事業について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面していることから、今般、本年1月28日に成立した平成21年度第2次補正予算において、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が講じられたところであります。

この度、上記の予算措置を受け、国土交通省では、下請建設業者等の経営の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設業者等の保証料負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を行う下請債権保全支援事業が実施されることとなりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、同事業につきましては、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたことを申し添えます。